

集団指導講習会質問一覧

NO	質問項目	対象サービス	内容	回答	所管
1	勤務形態一覧表	共通	勤務形態一覧表を毎月作成する意義が分かりません。勤務実績記録を残すことを目的としているのならば、タイムカードが良いのではないのでしょうか。	勤務実績記録を残すことだけが目的ではなく、従業者の人員基準（加算要件としての人員基準も含む）を満たしているかを、毎月確認する必要があります。タイムカードでは、常勤換算人数が算出されていません。勤務形態一覧表の作成により常勤換算人数を算出しないと、人員基準を満たしているかを確認することができません。	指導監査課
2	食事提供体制加算	通所系サービス	1, 2か月に1回程度、事業所内で従業者と利用者が一緒に調理をした料理を、昼食として提供しています。この場合、食事提供体制加算の対象になりますか。 また、イベント時には利用者に弁当を提供していますが、この場合は加算の対象になりますか。	食事提供体制加算の算定に当たっては、当該事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務を第三者に委託していること等、事業所の責任において食事提供のための体制を整えていることが必要です。 生活支援員と調理員を兼務することは可能ですが、その場合は生活支援員の常勤換算人数算出において、調理員として勤務している時間を除外する必要があります。 お尋ねの場合では、利用者が調理に携わることをサービス提供の一環として個別支援計画に位置付けていれば、算定可能です。 その際には、調理に携わる利用者について、調理員と同等の衛生管理を行うことが必要です。 また、出前や市販の弁当による食事の提供は、加算の対象にはなりません。 なお、食事提供体制加算の算定に当たっては、あらかじめ「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」（体制届）による届出が必要です。	指導監査課
3	給食施設報告書	通所系サービス	事業所内で従業者と利用者が一緒に調理した料理を、昼食として提供する場合、給食施設報告書の提出が必要になりますか。	提出の要否については、主管課である保健所生活衛生課（TEL 824-2191）にお問い合わせいただきますよう、お願いします。	指導監査課
4	重要事項説明書	共通	サービス提供に関する記録を「その完結した日から5年間保存」する旨を、運営規程だけではなく、重要事項説明書にも含める必要がありますか。	当職として、重要事項説明書に載せることまでは求めておりません。	指導監査課
5	移動支援	(移動支援)	入所中（短期入所含む）の利用者に係る、日中活動等への移動支援サービスの提供は、原則として認められないとのことですが、その必要性が認められる場合は、移動支援サービスの提供が可能であるという認識で良いでしょうか。	個々のケース相談においては、市がサービス提供の必要がある判断した場合に限り、移動支援の利用を認めることも考えられます。	障害福祉課
6	移動支援	(移動支援)	短期入所利用時の移動支援について、利用者の短期入所利用開始及び終了時に限って、通所系事業所⇄短期入所事業所の送迎時に支援可能という認識で良いでしょうか。 また、短期入所の送迎に関して、計画相談によって短期入所の送迎が可能なのは、移動支援の算定が可能であると捉えて良いでしょうか。	移動支援は、居宅から外出先までまたは外出先から居宅までの付添い及びそれに伴う介護を行うものと定めているため、ご質問にあった通所系事業所と短期入所事業所間での利用は、原則認めておりません。 なお、個々のケース相談においては、市がサービス提供の必要がある判断した場合に限り、移動支援の利用を認めることも考えられます。	障害福祉課
7	移動支援	(移動支援)	移動支援サービスについて、認識が統一できていない部分が多々あると思います。市内の移動支援事業者を集めて、サービスについての確認事項などを、障害福祉課の方に説明していただきたいのですが。	現時点では行う予定はありません。今後、検討して参ります。	障害福祉課
8	移動支援	(移動支援)	移動支援の決まりの確認に関して、集団指導講習会とは別に、改めて移動支援事業者の説明が必要があると思います。また、その際には計画相談支援事業者にも説明が必要があると思いますが、いかがでしょうか。	現時点では行う予定はありません。今後、検討して参ります。	障害福祉課